

秋田県告示第30号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第3号）第6条の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定したので、同条例第8条の規定に基づき、公告する。

平成28年1月13日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 秋田県営祓川山荘
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
由利本荘市尾崎17番地
由利本荘市
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 2 秋田県営鉢立山荘
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 3 秋田県営鉢立ビジターセンター
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
にかほ市象潟町字浜ノ田1番地
にかほ市
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 4 秋田県営素波里ふるさと自然公園センター
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
山本郡藤里町藤琴字藤琴8番地
藤里町
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 5 秋田県営玉川温泉ビジターセンター
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
仙北市田沢湖渋黒沢国有林14林班口小班玉川温泉内
株式会社玉川サービス
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 6 秋田県営玉川園地駐車場
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
仙北市田沢湖生保内字下高野73番地2
田沢湖高原リフト株式会社
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで
- 7 秋田県奥森吉青少年野外活動基地
 - (1) 指定管理者の住所及び名称
北秋田市米内沢字寺の下8番地28
特定非営利活動法人冒険の鍵クーン
 - (2) 指定の期間
平成28年4月1日から平成33年3月31日まで